

○国立大学法人上越教育大学職員入学試験業務等要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 令和4年3月15日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学の役員及び職員（以下「役職員」という。）が入学試験業務等に従事する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この要項において「親族等」とは、役職員の配偶者又は3親等以内の親族をいう。

(制限の範囲)

- 3 役職員の親族等が次の各号の一に該当する場合は、この要項に定めるところに従うものとする。

- (1) 本学学部の入学者選抜試験を受験するとき。
- (2) 本学大学院の入学者選抜試験を受験するとき。
- (3) 大学入学共通テストを受験するとき。

(委員の辞任)

- 4 前項各号に該当する場合で、当該職員が入学試験委員会委員であるときは、当該委員を辞任する。また、前項第1号に該当する場合で、当該職員が入学試験委員会各専門部会委員であるときは、当該委員を辞任する。

(業務等の禁止)

- 5 第3項第1号に該当する場合は、当該役職員はその親族等が受験する試験に係る次の各号に掲げる業務等に従事しない。

- (1) 出題
- (2) 採点
- (3) 試験監督
- (4) 面接
- (5) 試験問題の仕分け
- (6) 答案の整理
- (7) 合否判定資料の作成
- (8) 合否判定会議の出席

- 6 第3項第2号に該当する場合は、当該役職員はその親族等が受験する試験に係る次の各号に掲げる業務等に従事しない。

- (1) 出題
- (2) 採点
- (3) 試験監督
- (4) 口述試験
- (5) 試験問題の仕分け
- (6) 答案の整理
- (7) 合否判定資料の作成

(8) 合否判定会議の出席

7 第3項第3号に該当する場合は、当該役職員はその親族等が受験する試験に係る次の各号に掲げる業務に従事しない。

(1) 試験監督

(2) リスニングテスト監督補助

(3) 試験問題の仕分け

(4) 答案の整理

(その他)

8 この要項に定めるもののほか、この要項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月1日）

この要項は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年11月20日）

この要項は、平成19年11月20日から施行する。

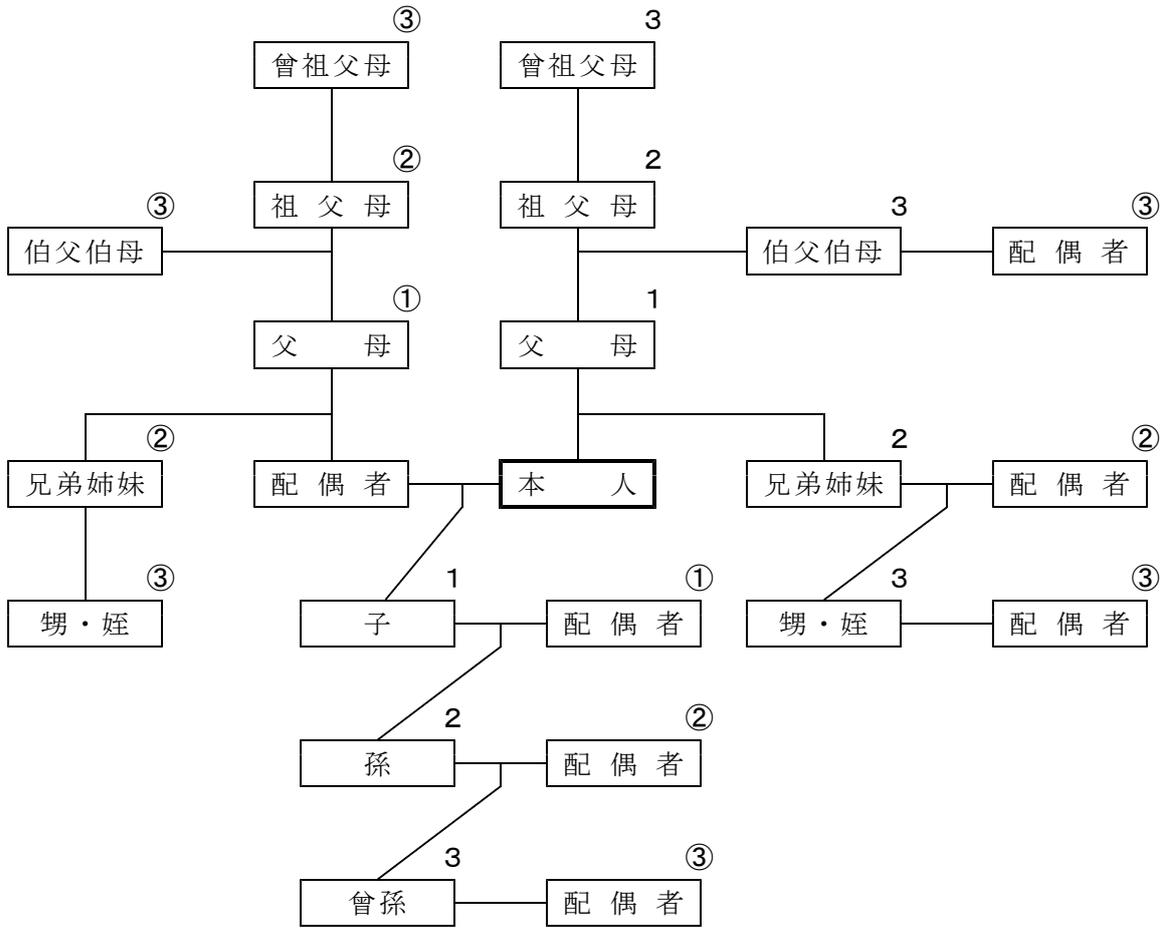
附 則（令和2年3月6日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日）

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(参考) 配偶者又は3親等以内の親族図



※ 数字は、親等（丸数字は姻族の親等）を示す。